

# 延岡市新電力会社創業事業計画に関する 事業環境等確認調査の経過報告

令和4年6月29日  
新財源確保推進室

## 1. 最近のエネルギー事情が新電力会社に及ぼしている影響

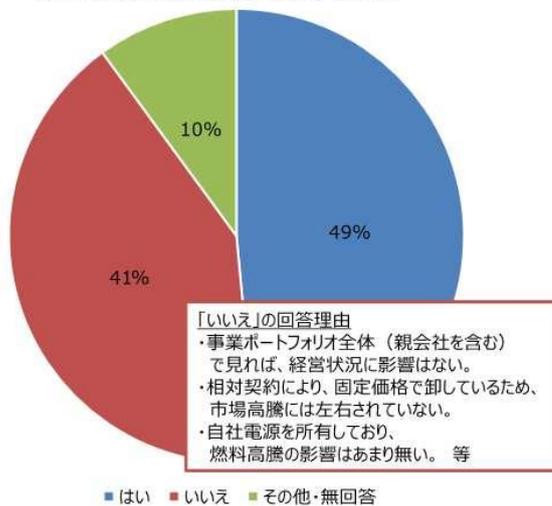
### (1) 経済産業省による調査

経済産業省では、卸電力取引所（以下、「市場」という。）の価格上昇による小売電気事業者への影響について電話ヒアリング調査を2022年2月15日～3月18日の期間に実施した。その結果、「世界的に燃料価格が高騰している状況にあります。足下の御社の経営状況は厳しいですか。」という問いに対し、49%が「はい（厳しい）」と回答している一方で、41%は「いいえ」と回答しており、4割強の事業者は、市場価格上昇の中にあっても、厳しい経営状況とはなっていない結果となっている。「いいえ」の回答理由の一つとして、「相対契約により、固定価格で卸しているため、市場価格には左右されない。」ことがあげられている。

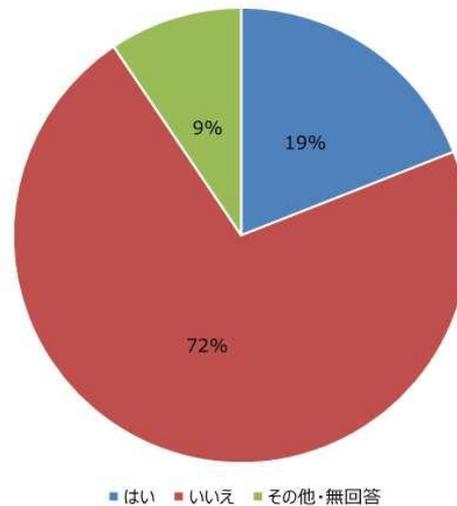
### 市場の価格上昇による小売電気事業者への影響調査結果について①

- 資源エネルギー庁において、2022年2月15日～3月18日の期間に小売電気事業者に対し、電話でのヒアリングを実施。

世界的に燃料価格が高騰している状況にあります。  
足下の御社の経営状況は厳しいですか。



料金メニューの改定を行いましたか。



※いずれの設問も n = 678

出典：経済産業省総合資源エネルギー調査会 第46回電力・ガス基本政策小委員会

### (2) 市が実施した小売電気事業者へのアンケート調査結果

市では、経済産業省資源エネルギー庁に登録されている小売電気事業者741社を対象に4月27日から5月18日にかけて、各社の出資構成や電源構成、需要家別の供給割合、料金プランや価格高騰の影響等についてアンケートを実施（回答：106社 約14%）し調査結果の集計、分析を行った。その結果、「2020年12月・2021年1月の市場価格高騰等の経営への影響」という問いに対して（図1）、2.8%が「大きな影響があり事業継続は難し

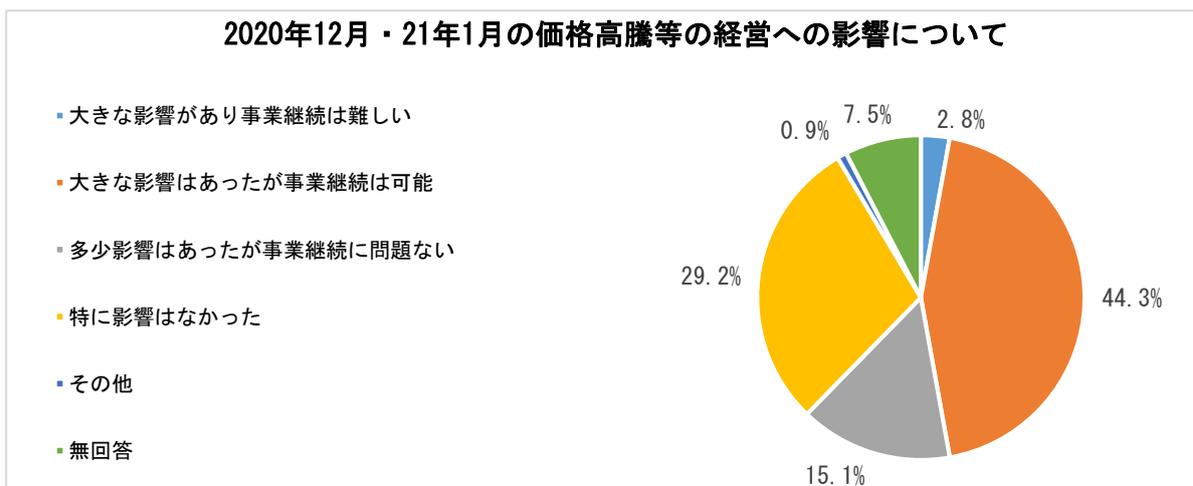
い」、44.3%が「大きな影響はあったが事業継続は可能」、15.1%が「多少影響はあったが事業継続に問題ない」、29.2%が「特に影響はなかった」と回答している。

また、「2021年10月以降の市場価格高騰の影響やエネルギー価格高騰等の影響について」という問いに対しては（図2）、2.8%が「大きな影響があり事業継続は難しい」、48.1%が「大きな影響はあったが事業継続は可能」、26.4%が「多少影響はあったが事業継続に問題ない」、9.4%が「特に影響はなかった」と回答している。

これらのうち「大きな影響があり事業継続は難しい」、「大きな影響はあったが事業継続は可能」と回答した理由としては、「市場から全量調達していたため」、「市場からの調達依存度が高かったため」など、市場からの調達割合が高かったことが理由の一つとなっている。一方で、「多少影響はあったが事業継続に問題ない」、「特に影響はなかった」と回答した理由として、「相対電源の割合が高かったため」、「バランシンググループ（以下、「BG」という。（注））から固定価格で調達していたため」など、相対契約やBGから固定価格で調達することなどにより、市場の価格高騰の影響を受けにくい電源調達が行われていた。

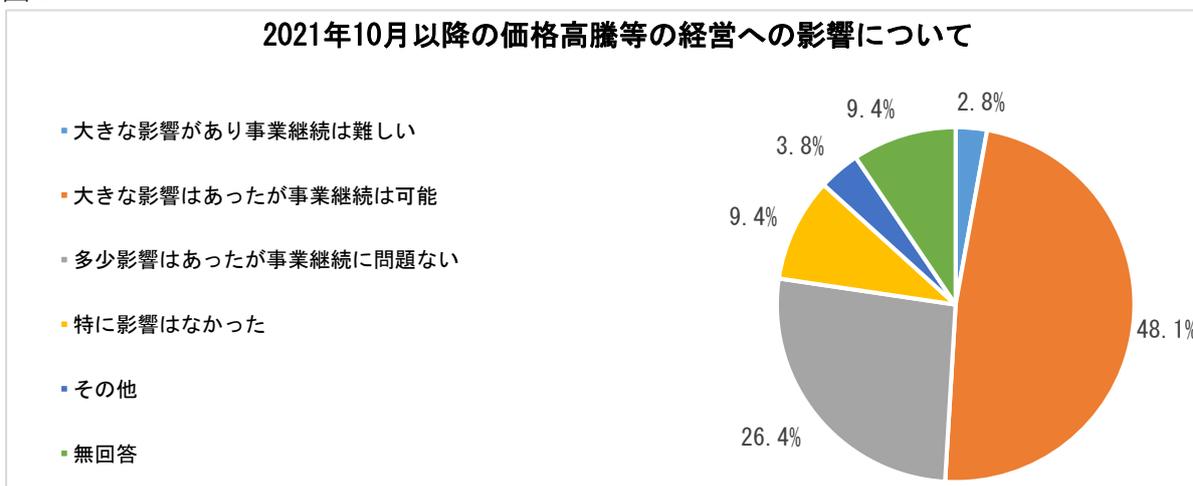
注：バランシンググループとは、新電力会社等が電力の調達や需給管理等を共同で効率的に行うために、複数の事業者で構成するグループのこと。

図1



注：「特に影響はなかった」と回答したうち15社は、「事業開始前や電力供給開始前」が理由。

図2

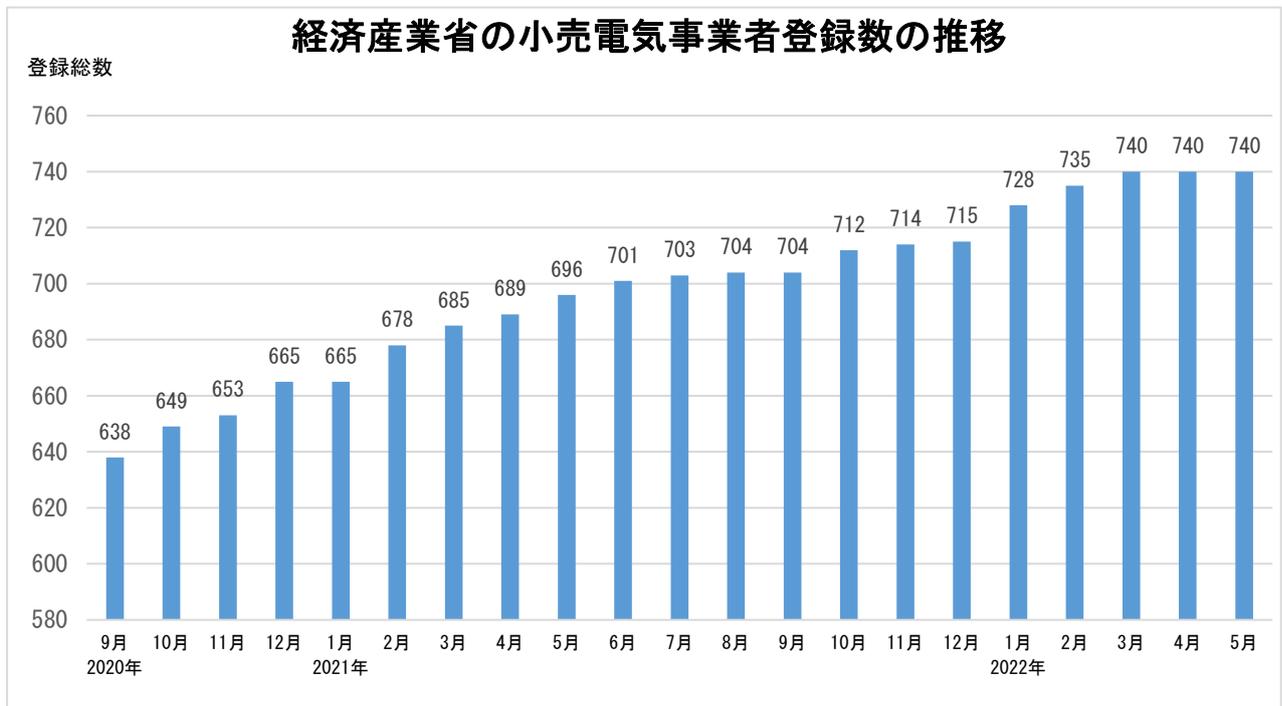


注：「特に影響はなかった」と回答したうち5社は、「事業開始前や電力供給開始前」が理由。

### (3) 小売電気事業者の登録数の推移

新電力会社が小売電気事業を行うために必要な経済産業省への登録は、2022年5月31日現在で計740事業者が登録されており、市場価格が高騰した2020年12月・2021年1月や2021年10月以降も電力小売への新規参入は続いている状況となっている（図3）。

図3



経済産業省 資源エネルギー庁 HP 登録小売電気事業者一覧をもとに作成

### (4) 撤退等に至った新電力会社の主な理由と延岡市の計画の確実性

#### ①撤退等に至った新電力会社の主な理由

2021年度以降、新電力会社の倒産や事業撤退等が報じられている。これらの主な理由としては、2021年秋以降の世界的なLNG高騰を原因とする市場高騰があり、その上でウクライナ情勢によりさらにLNG価格が上昇し、大手電力会社も燃料調達が困難となった結果、市場価格や燃料価格が上昇し、そのコストを顧客に転嫁することができず、特に市場からの調達割合が高い新電力会社は、大きな影響を受けたことが考えられる。

また、特別高圧・高圧（大規模施設、工場等）の分野については、電力小売全面自由化となった2016年以降の市場価格が比較的安定していた時期は利益を確保することができていたが、従来から価格競争も進み低圧（一般家庭、中小事業所等）に比べ利益率が低い状態にあり、そのような中、特別高圧・高圧の顧客割合が高い新電力会社は、低圧の顧客割合が高い新電力会社に比べ価格高騰の影響を受けやすい状況となっており、2020年12月・2021年1月や2021年秋以降の市場が高騰した際には、調達価格が販売価格を上回る、いわゆる逆ザヤになったことや、そうした状況下で調達価格に応じた販売価格の見直しができなかったことなどから、そのような事業形態の会社は大きな影響を受け、事業撤退等に至ったものと考えられる。

②延岡市の創業事業計画の確実性（「撤退パターン」には当てはまらない。）

一方、延岡市が設立を検討している新電力会社は、前述①の撤退等に至った会社とはもともと異なる事業形態を当初から考えている。

すなわち、2021年2月に延岡市が策定した「延岡市地域新電力会社創業事業計画」において、相対契約を中心としたBGから固定価格で電力を調達することにより、市場の価格高騰の影響を受けない事業方針としているとともに、高圧に比べて利益率が高く、大手電力会社と競合しにくい低圧顧客（家庭・中小事業所等）に電力供給を行うこととしている。

つまり、延岡市が設立を検討している新電力会社は、撤退等に至った他の新電力会社の問題点がない形の経営を最初から考えているため、経営悪化等の懸念は少ないと言える。

③ますます重要になっている新電力会社

本年4月に環境省は、全国の26の自治体を脱炭素先行地域に選定したが、いずれの自治体も、電力会社やエネルギー関連企業等と連携し取組を進めることとしている。具体的には、3自治体が大手電力会社と、12自治体が既存新電力会社と連携を予定しており、加えて7自治体では新たに新電力会社等を設立し、脱炭素の取組を進める予定としている。

また、残る4自治体についても、新電力会社又は大手電力会社やエネルギー関連企業等の何れかと連携することとしており、このことから新電力会社はますます重要になっているといえる。

特に、地方自治体が地元で地域新電力会社を設立することで、脱炭素の取組により生まれるお金の流れを出来る限り地域内に留めることが出来ることから、地域内経済循環を形成する上でも、地方自治体が新電力会社を設立する意義は大きい。

「電力会社等と連携予定の自治体」

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| ・大手電力会社等と連携                        | : 3自治体    |
| ・新電力会社と連携（連携相手を選定済）                | : 9自治体（※） |
| ・新電力会社と連携（連携相手を今後選定）               | : 3自治体    |
| ・新電力会社等を新たに設立予定                    | : 7自治体    |
| ・新電力会社又は大手電力会社やエネルギー関連企業等の何れかと連携予定 | : 4自治体    |

※9自治体のうち5自治体は、自治体が出資又は関与している地域新電力会社と連携予定。

## 最近撤退した他県の新電力会社と 延岡市の新電力会社計画との違い

### 最近撤退した新電力会社の撤退理由

1. 市場（卸電力取引所）からの仕入れの割合が高く、市場高騰の影響を大きく受けた。
2. 高圧の顧客（大規模施設、工場等）に多く供給していたため、高コスト・多量の仕入れを継続せざるを得なかった中、販売価格の値上げができず、調達価格が販売価格を上回る、いわゆる逆ザヤとなった。

### 延岡市が計画している新電力会社 （「撤退パターン」には当てはまらない）

1. もともと市場から仕入れず、相対契約を中心としたバラシンググループから固定価格で仕入れる計画。（市場の価格高騰の影響を受けない。）
2. 高圧に比べて利益率が高く、大手電力会社と競合しにくい低圧顧客（一般家庭や中小事業所等）に供給。
3. 仕入元バラシンググループと脱炭素社会づくりのための連携（例：太陽光発電、蓄電池の設置等）をすれば、より安定的且つ低価格での仕入れの可能性も広がる。

## 2. エネルギー価格の今後の見通しと新電力会社経営

### (1) 日本銀行の「経済・物価情勢の展望」による見通し

本年5月2日公表の日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2022年4月）」においては、原油等の資源価格については、世界情勢等による不確実性のリスクはありつつも、海外の中央銀行や国際機関の見込みと同様、先行き同じペースで上昇を続けるとは見込んでいない。これと同様の見通しを民間シンクタンク（例えばニッセイ基礎研究所、信金中央金庫地域・中小企業研究所など）も示している。

### (2) 経済産業省総合資源エネルギー調査会等の見通し

経済産業省の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料（第49回）によると、電力市場価格は、従前より燃料価格と強く相関がみられる中、LNG・天然ガス価格が、例年に比して高騰している状況にあり、足元の電力市場（スポット市場）は、昨年秋口以降、高値で推移している。また、将来の電力価格の参考指標の一つとされる電力先物市場の価格（東エリア・ベースロード）をもとにした2022年5月から2023年3月までの平均市場価格は、資源エネルギー庁計算によると29.3円/kWhとなっている。

LNGについては、JOGMEC（石油天然ガス・金属鉱物資源機構）の月次レポート（2022年5月）や分析（天然ガス・LNG最新動向 2022年6月16日公表）によると、原油価格リンクの長期契約が7、8割を占める日本の平均LNG輸入価格は、足元の原油価格上昇により今後も上昇を続けた後、将来的には需給がバランスすると想定されているが、こうしたエネルギー情勢については、引き続き注視する必要がある。

### (3) 九州エリアの市場の特性

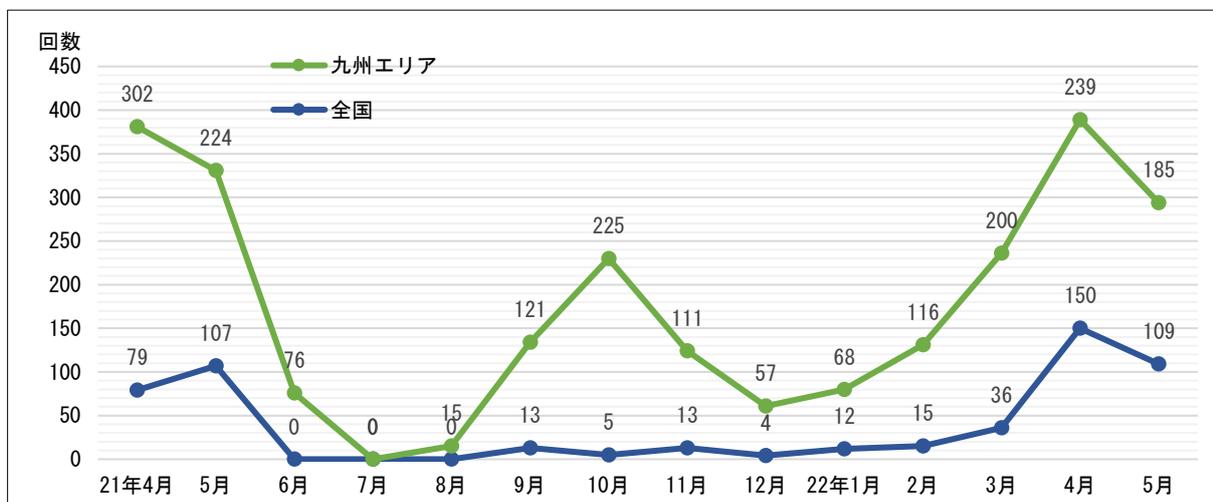
九州エリアは、中部、近畿、東北、四国、中国エリア等と比べ太陽光発電の導入が進んでおり、春・秋などの電力需要が比較的少ない時期には、太陽光発電の発電量が大きい昼間に、供給力が電力需要を上回る状況が発生している。そのような場合には、太陽光発電による電力を最大限活用しながら電力需要と供給をバランスさせ安定供給するために、火力発電や揚水発電を活用した調整を行ったうえで、これらの対策をとっても供給力が需要を上回る場合は、一部の太陽光発電の出力を制御（出力制御）する場合がある。

出力制御が行われると市場の電力価格は下がる傾向にあり、市場の最低価格である0.01円/kWhとなるコマ（30分を1コマとする電力取引等における時間区分）が発生することもある。

特に太陽光発電の導入が進んでいる九州エリアにおいては、出力制御の回数が他のエリアより多いことなどから、太陽光発電による電力が豊富な時間帯は、0.01円/kWhとなるコマの発生回数も多く（図4）、市場の電力価格が他のエリアと比較して安い傾向（図5）が見られる。具体的には、2021年度の九州エリアの平均価格は11.29円/kWhとなっており、東京エリア（同平均：14.27円/kWh）と比べて平均価格で2.98円/kWh、関西エリア（同平均：14.05円/kWh）と比べて2.76円/kWhの差が認められる。

図 4

卸電力取引所の全国と九州エリアにおける  
最低価格 0.01 円/kWh のコマ（時間帯）発生回数  
～九州エリアは最低価格となる回数が多い～

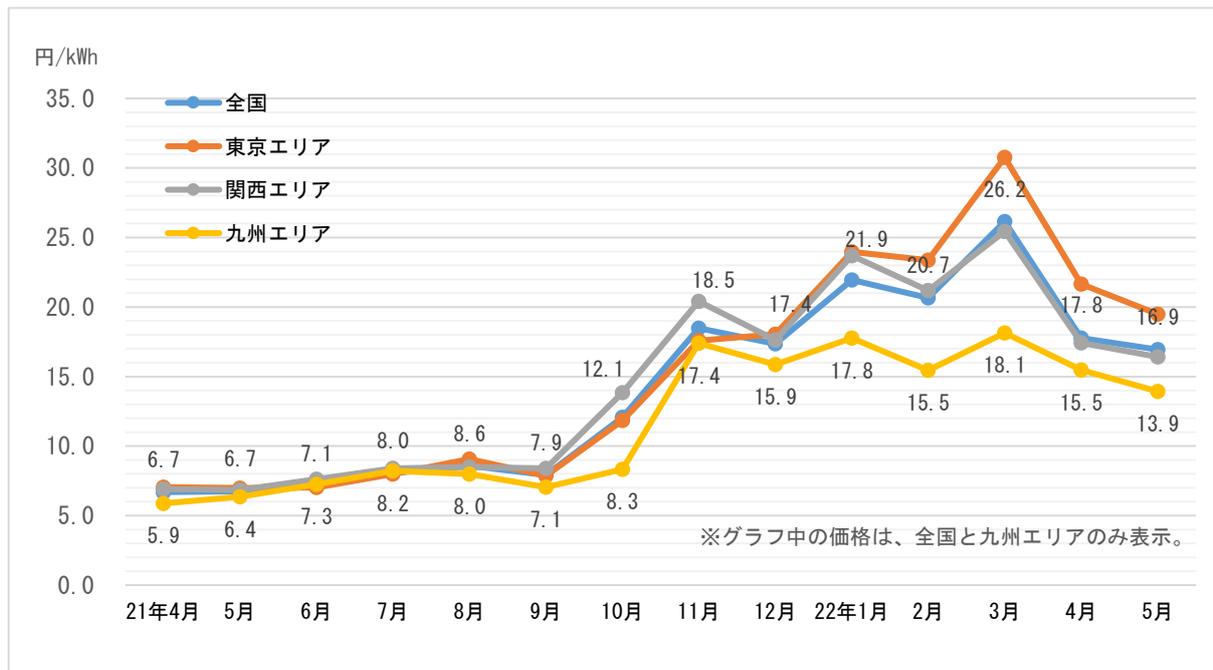


一般社団法人日本卸電力取引所資料「スポット市場取引結果」をもとに作成

※「全国」とあるのは、卸電力取引所の全国（北海道から九州までの全9エリア）の取引情報から計算された卸電力取引所の電力価格の指標となる価格（システムプライス）における最低価格 0.01 円/kWh のコマ発生回数。

図 5

卸電力取引所の全国、東京、関西エリアと九州エリアの価格推移  
～九州エリアの価格は全国よりも安い～



※グラフ中の価格は、全国と九州エリアのみ表示。

一般社団法人日本卸電力取引所資料「スポット市場取引結果」をもとに作成

#### (4) これらの見通し等から言えること

これらの見通し等から、現在においても新電力会社の設立は難しくないとと言えるが、こうした事業環境については引き続き注視する必要があるとともに、新電力会社においては、相対契約を中心とした BG からの固定価格による電力調達を行うなど、エネルギー情勢や市場価格に左右されにくい事業構造とすることがこれまで以上に重要であることから、今後も 2021 年 2 月策定の「延岡市地域新電力会社創業事業計画」に沿った検討を行っていくことが必要である。

### 3. 延岡市が設立を検討している新電力会社の調達価格について

#### (1) 現在までの聞き取り調査の状況

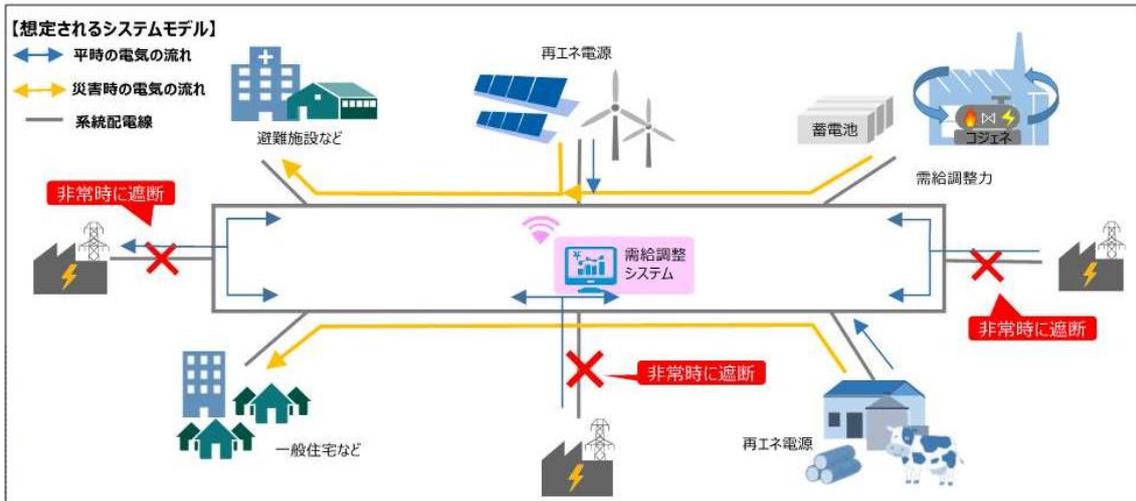
九州エリアを対象としている BG の代表企業 11 社に対し、電力調達価格の見通しについてヒアリング調査を実施した。その結果は、次のとおりである。

- ①いずれの BG からも、延岡市が設立を検討している新電力会社の BG への加入及び電力供給について前向きに検討したいとの回答が得られた。その金額については、延岡市の新電力会社の設立時期が明確ではないため、1 社を除き（下記②のとおり）、現時点では具体的な卸売価格を示すことは難しいとのことであったが、一方で、脱炭素政策に協力する等（注 1）の連携が延岡市との間で構築できれば、具体的な価格をある程度早めに示し得るとの回答もあった。
- ②令和 5 年度中に延岡市の新電力会社が営業を開始するのであれば、11.5 円/kWh～12.0 円/kWh 程度（消費税、燃料費調整額除く）での卸売が可能ではないかとの見解を示した BG が 1 社あった。ただし、設立時期等がある程度明確になれば正式に提示することとなった。
- ③なお、現在のエネルギー事情の中では、単なる卸売だけであれば、実供給時期の 3～6 カ月程度前の段階で価格が明確になることが通例であるとの回答もあったところであり、この状況を考えると、今後、市として、まず脱炭素政策の推進をいずれかの企業等と連携して行うこととし（注 3）、その連携関係の中で調達価格を明確にしていくことも採るべき方法の 1 つと考えられる。

(注 1) ヒアリングを行った企業からは、脱炭素の取組や再生可能エネルギーの普及促進、大型蓄電池や太陽光発電を活用したマイクログリッド（注 2）構築等による災害対策強化などの連携を延岡市と行うことについての関心が示された。（このような連携事業を行うことで、連携した企業は太陽光発電等により一定の電源等が得られることになるため、延岡市の地域新電力会社に対して安定的に卸売ができることになるという意味）。

(注 2) マイクログリッドとは、一定のエリアで太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池などを活用し、平常時は再生可能エネルギーを有効活用しつつ、災害等による大規模停電時には電力会社等と繋がっている送配電網から切り離し自立的に電力を供給可能とする仕組み。（図 6）

図6 マイクログリッドイメージ図



出典：地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会 第4回資料を一部抜粋

(注3) 本年4月26日に環境省から脱炭素先行地域に選定された26自治体のうち、12自治体では、太陽光発電や蓄電池の設置等による脱炭素の推進について特定の大手電力会社や新電力会社、エネルギー関係事業者等と連携することを既に決定した上で申請をしていたところであり、また、3自治体が今後特定の電力会社を選定し連携する予定としている。さらに7自治体は、新たに自治体として新電力会社を設立し、脱炭素の取組の軸とすることを計画している。(残る4自治体は、既存の新電力会社又は大手電力会社等との連携を予定している。)

なお、環境省は、夏頃に再度、脱炭素先行地域の公募を行う予定である。

## (2) 借入不要経営可能点となる電源調達価格見込について

電力調達価格の調査に基づく収支計画試算とは別に、調達価格がいくらまでなら借入を行わずに事業が継続可能であるか、その調達価格(以下、「借入不要経営可能点」という。)を確認するため、以下の確認条件のもとで、7つのパターンを設定し、試算を行った。

※未就学児世帯応援プラン、公民館応援プランについては、各料金プランの基本料金から20%引きとした。

### 借入不要経営可能点の確認条件

- ・資本金6,000万円で借入をすることなく事業を継続できること。
- ・設立準備年を除く供給開始年から3年目で黒字に転換。
- ・4年目から、利益を市に寄附することが可能。

### 顧客獲得想定

既に策定している延岡市地域新電力会社創業事業計画の販売計画のうち、顧客数を少なく想定したケース「販売計画2」で試算。

|           |   |       |                     |
|-----------|---|-------|---------------------|
| 一般家庭      | : | 45件/月 | (3年目まで純増。4年目以降増無し。) |
| 子育て世帯     | : | 4件/月  | (3年目まで純増。4年目以降増無し。) |
| 公民館       | : | 9件/月  | (3年目まで純増。4年目以降増無し。) |
| 中小事業所: 電灯 | : | 40件/月 | (3年目まで純増。4年目以降増無し。) |
| 低圧電力      | : | 20件/月 | (3年目まで純増。4年目以降増無し。) |

## 公共低圧施設の供給対象

公共低圧施設のうち、従量電灯 B・C、低圧電力等の施設を供給対象とし、街路灯や電灯、農事用電力のほか、負荷率（注）が 20%以上の施設は対象外とする。

注：負荷率とは、契約電力に対する実際の使用電力の割合のことで、例えば負荷率が 20%以上の施設として稼働時間が長い上下水道のポンプ施設等がある。

**パターン 1**：一般世帯、中小事業所、公共低圧施設を全て創業事業計画のプランとし、公共低圧施設については、負荷率 20%以下の施設を供給対象とする。  
未就学児世帯応援プラン、公民館応援プランは、九州電力の基本料金から 2%引きしたものから更に 20%引き、従量料金は九州電力従量料金から 2%引き。

**パターン 2**：一般家庭、中小事業所、公共低圧施設ともに九州電力の標準プランから 2%引きとし、公共低圧施設については、負荷率 20%以下の施設を供給対象とする。  
未就学児世帯応援プラン、公民館応援プランは、九州電力の基本料金から 2%引きしたものから更に 20%引き、従量料金は九州電力従量料金から 2%引き。

**パターン 3**：一般家庭、中小事業所は九州電力の標準プランから 2%引きとし、公共低圧施設については、九州電力の標準プランと同額で負荷率 20%以下の施設を供給対象とする。  
未就学児世帯応援プラン、公民館応援プランは、九州電力の基本料金から 2%引きしたものから更に 20%引き、従量料金は九州電力従量料金から 2%引き。

**パターン 4**：一般家庭、中小事業所、公共低圧施設ともに九州電力の標準プランと同額とし、公共低圧施設は、負荷率 20%以下の施設を供給対象とする。  
未就学児世帯応援プラン、公民館応援プランは、九州電力の基本料金から 20%引き、従量料金は九州電力従量料金と同額。

**パターン 5**：パターン 1 で、公共低圧施設には供給しない場合。

**パターン 6**：パターン 2 で、公共低圧施設には供給しない場合。

**パターン 7**：パターン 4 で、公共低圧施設には供給しない場合。

表 1

「借入不要経営可能点の調達価格試算結果」（公共低圧施設に供給する場合）

| パターン | 料金プラン             |                   | 借入不要経営可能点の<br>調達価格<br>※（）消費税、燃料費調整額含む | 寄附額合計<br>（5年間） |
|------|-------------------|-------------------|---------------------------------------|----------------|
|      | 一般世帯・中小事業所        | 公共低圧施設            |                                       |                |
| 1    | 創業事業計画と同額         | 九州電力プランから<br>2%引き | 10.96 円/kWh<br>(12.31 円/kWh)          | 2,500 万円       |
| 2    | 九州電力プランから<br>2%引き | 九州電力プランから<br>2%引き | 12.10 円/kWh<br>(13.45 円/kWh)          | 4,500 万円       |
| 3    | 九州電力プランから<br>2%引  | 九州電力プランと<br>同額    | 12.20 円/kWh<br>(13.55 円/kWh)          | 3,500 万円       |
| 4    | 九州電力プランと<br>同額    | 九州電力プランと<br>同額    | 12.56 円/kWh<br>(13.91 円/kWh)          | 4,500 万円       |

表 2

## 「借入不要経営可能点の調達価格試算結果」（公共低圧施設に供給しない場合）

| パターン | 料金プラン             |        | 借入不要経営可能点の<br>調達価格<br>※（）消費税、燃料費調整額含む | 寄附額合計<br>（5年間） |
|------|-------------------|--------|---------------------------------------|----------------|
|      | 一般世帯・中小事業所        | 公共低圧施設 |                                       |                |
| 5    | 創業事業計画と同額         | 供給せず   | 10.45 円/kWh<br>(11.80 円/kWh)          | 4,500 万円       |
| 6    | 九州電力プランから<br>2%引き | 供給せず   | 11.82 円/kWh<br>(13.17 円/kWh)          | 5,000 万円       |
| 7    | 九州電力プランと同額        | 供給せず   | 12.25 円/kWh<br>(13.60 円/kWh)          | 6,000 万円       |

※九州電力プラン（一般世帯：従量電灯B、中小事業所：従量電灯C、低圧電力、公共低圧：従量電灯B、C、低圧電力等）

※燃料費調整額 九州エリアの高圧の燃料費調整単価（2022年4月）1.35 円/kWh で設定。

（注）借入不要経営可能点の試算に関するその他の設定条件は以下のとおり。

- ・再エネ賦課金 2022年4月 3.45 円/kWh（消費税込み）
- ・燃料費調整額（販売分）九州エリアの低圧の燃調費調整単価（2022年4月）1.55 円/kWh（消費税込み）
- ・需給管理・CIS（顧客管理システム）に要する経費

創業事業計画策定後の経費削減の可能性や最新の状況を調査したところ、以下の費用で需給管理の委託、顧客管理システムの使用が可能と確認したため、今回の試算では以下の費用を用いて試算した。

| 需給管理費用      |           | （税抜） |  |
|-------------|-----------|------|--|
| 契約電力        | 基本料金      | 従量料金 |  |
| 2,000kW 以下  | 150,000 円 | 0 円  |  |
| 10,000kW 以下 | 50,000 円  | 50 円 |  |
| 10,000kW 超過 | 350,000 円 | 20 円 |  |

| CIS 費用      |           | （税抜） |  |
|-------------|-----------|------|--|
| 需要家数        | 金額        |      |  |
| 0 件～50 件    | 70,000 円  |      |  |
| 51 件～100 件  | 100,000 円 |      |  |
| 101 件～300 件 | 125,000 円 |      |  |
| 301 件～700 件 | 150,000 円 |      |  |

### （3）試算結果から言えること

試算の結果、調達価格が 10.45 円/kWh～12.56 円/kWh（消費税、燃料費調整額を除く）の範囲であれば、借入をすることなく新電力会社の設立・経営を行うことが可能と考えられる。

これまでの BG の代表企業へのヒアリング調査の結果、1 社から令和 5 年度中に延岡市の新電力会社が営業を開始するのであれば、11.5 円/kWh～12.0 円/kWh 程度（消費税、燃料費調整額除く）での卸売が可能ではないかとの見解が示されており、この数値は借入不要経営可能点を下回っていることから、現時点においても延岡市が新電力会社を設立することは可能ということになる。

今後、さらに各 BG から脱炭素政策における連携も含め（P 8 参照）調達価格見込を詳しく聞き取ることにする。

## 4. 容量拠出金について

### (1) 容量市場制度の趣旨

容量市場は、発電施設の建設・更新等が適切なタイミングで行われ、必要な電力の供給力を確保することを可能とするための制度で、2020年度に容量市場オークションが開始され、2024年度から全ての小売電気事業者が容量拠出金を負担することとなる。

容量市場制度及び容量拠出金は、新電力会社の負担が増えるだけの制度では全くなく（そもそも容量拠出金を最も多く負担するのは大手電力会社である。）、あくまでも卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化を目的として創設された制度である。

国においても、容量拠出金が生じて、電力システム改革として進めている電力小売全面自由化の方針には変更がなく、今後も新電力会社の経営や参入の可能性を確保していくとの方針である。

### (2) 各小売電気事業者の容量拠出金の算定方法

各小売電気事業者が負担する容量拠出金の算定は、容量市場オークションで決定したエリア別の容量拠出金総額を各小売電気事業者の前年度の年間のピーク時（夏季：7月～9月、冬季：12月～2月）の電力（kW）を基礎とし、実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味して算定するとされている。

そのため、延岡市が設立を検討している新電力会社の容量拠出金を見込もうとしても、その試算で一番重要となる「九州エリアのピーク時における電力（kW）の割合」が不明なため（現時点で会社が設立されていないので、そもそも算定に使う数字がない。）、具体的な拠出金額を見込むことが出来ない。

また、制度内容について、国において引き続き見直し等が検討される予定となっている。

### (3) 負担が増えるだけの制度ではない

また、容量拠出金を各小売電気事業者が支払うだけでは、後述のとおり「二重の負担」の問題が生じるため、経済産業省ではそれを差し引く方針を示している。

すなわち、容量市場は、発電施設の整備・更新等を行う発電事業者が、その設備投資等の財源を得るための制度であるが、一方で、発電事業者は、個々の小売事業者に対し個別の契約（相対契約）で電気の卸売を行っているケースが多く、その契約のkWhの単価は、発電施設の整備・更新等のための費用も見込んで設定されている。仮に相対契約において、この単価の引き下げ見直しが行われなければ、発電事業者は、容量拠出金と相対契約の卸売価格という二通りのルートから発電施設の整備・更新等の財源を得ることになり、小売事業者からすると、発電施設の整備・更新等の費用を容量拠出金と相対契約の両方で負担するという「二重の負担」を負うことになる。

そのため、経済産業省では、この「二重の負担」が生じないように、「容量市場に関する既存契約見直し指針（案）」を示して、小売事業者と発電事業者の間の相対契約の単価の引き下げを促している。

以下は、この考えを示した経済産業省の見直し指針案及び経済産業省の説明資料である。

## 容量市場に関する既存契約見直し指針（案） 抜粋

1. 契約見直しの必要性

小売全面自由化以降の市場取引の拡大や、FIT制度の開始等に伴う再エネの導入拡大による市場価格の低下によって、電源投資の回収予見性が低下している。今後、仮に電源投資が適切なタイミングで行われなかった場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化するとともに、需給が逼迫する期間にわたり、電気料金が高止まりする問題や、再エネ導入に必要な調整電源を確保できない問題等が生じると考えられる。

こうした問題に対応するため、①あらかじめ市場管理者である広域機関が需要のピーク時に電気を確実に供給できる能力（kW）を確保し、②実需給時の供給能力に応じて、発電事業者等に一定の費用を支払う容量市場が創設されることとなった。

あらかじめ市場管理者が確保する供給力については、容量市場において一括して確保されることとなる。そのための費用は、市場管理者から各小売電気事業者及び一般送配電事業者に対して、請求されることとなる。また、発電事業者等が期待容量<sub>1</sub>に応じて容量市場に入札し落札され、かつ、所要のリクワイアメントを満たした場合には、市場管理者から、発電事業者等に対して支払いが行われることとなる。

また、発電事業者等が期待容量<sub>1</sub>に応じて容量市場に入札し落札され、かつ、所要のリクワイアメントを満たした場合には、市場管理者から、発電事業者等に対して支払いが行われることとなる。

容量市場の市場管理者から小売電気事業者への費用の請求は、当該小売電気事業者が発電事業者等と相対契約を結んでいるか否かにかかわらず行われることとなる。このため、小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することになる。また、発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなる。

容量市場の導入は、供給力不足、電気料金の高止まり、調整電源を確保できない等の問題に対応するため行われるものであり、既存の相対契約については、制度導入趣旨を踏まえ、適切な時期に見直される必要がある。

(以下省略)

## 既存の相対契約見直しの基本的な考え方

- 既存の相対契約（以下、「既存契約」という。）には、基本料金と従量料金を支払う二部料金制となっているもの、従量料金のみを支払うもの、基本料金と燃料費を除く従量料金のみを支払い電気を買取る事業者が発電用燃料を自ら調達し発電所に供給するトーリング契約等多様な契約形態が存在する。
- 容量市場において取引されるkW価値※1に対する対価を含む既存契約については、容量市場導入後も現行の既存契約を継続した場合等、状況によっては、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一のkW価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一のkW価値に対して二重の負担を負うこととなる。
- 既存契約に基づく当該kW価値に係る発電事業者等の収入、小売電気事業者の負担の重複が解消されるよう、こうした既存契約については、適切な契約内容の見直しを行うことが必要となる。
- 容量市場の導入を予め見据えて見直しを行った契約等を除き※2、いずれの契約形態においても、契約上のkW価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に基づいた既存契約の見直し協議が行われることが望ましい。なお、事業者間の協議の結果、既存契約の中にkW価値が含まれていないことや、一部しかkW価値が含まれていないことが明らかな契約については、本指針によることが必ずしも適当というものではない。

※1 ここでのkW価値は、電源等が必要時において予め期待された電力を発電し受電できる価値を言うものであり、kW価値に対する対価は、典型的には受電電力量にかかわらず固定的に支払う費用（維持管理費等）に包含されると考えられる。ただし、従量価格のみの契約等もあり、この限りではない。また、容量収入は容量市場におけるリクワイアメントに対応するkW価値に対する対価であると考えられ、必ずしも固定的に支払う費用（維持管理費等）とは一致しない。

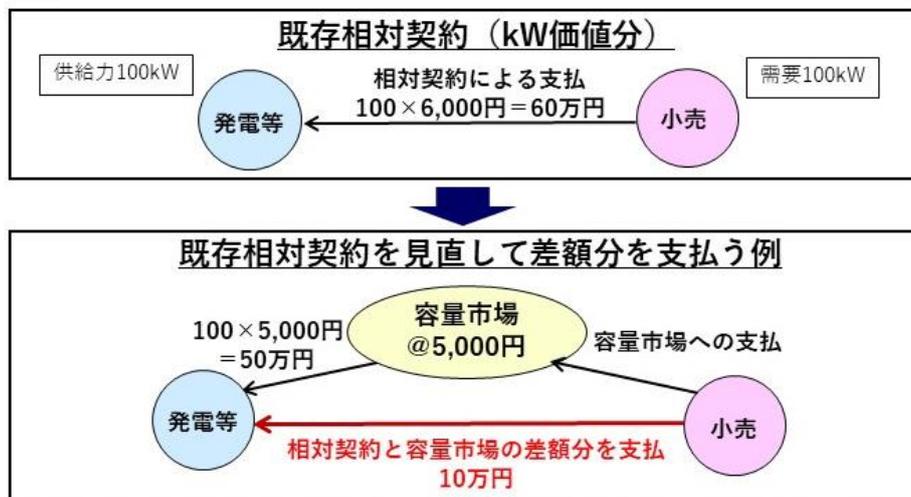
※2 容量受渡年度まで存続しないような契約は容量受渡年度までにオークション結果を踏まえた新たな契約が締結されることが考えられる。

出典：経済産業省 第30回電力・ガス基本政策小委員会資料を一部加工

「容量市場に関する既存契約見直し指針」を図で示すと以下のようになります。

## 既存の相対契約見直しの基本的な考え方

- 具体的には、容量市場創設の趣旨を踏まえ、適切な時期に以下の内容の措置を講ずることが望ましい。
  - 発電事業者等は、相対契約の対象となる全てのkW価値に対応する容量を容量市場に入札することに契約上合意する。
  - 容量市場に入札して落札された容量（kW価値）について、発電事業者等が容量市場から収入を得ており、既存相対契約においてkW価値に係る費用が支払われている場合は、既存契約を見直し、相対契約に基づく取引価格から容量市場から得られる収入額を差し引いた上で、発電事業者等が差額分を受け取る※1等の精算が行われるよう、事業者間で協議の上、既存契約の見直しを行う。



※1 相対契約と電源が一对一に対応しない場合（例：一つの電源と複数の契約が結びつく、複数の電源と一つの契約が結びつく等、差し引かれる収入額について協議が必要）。

出典：経済産業省 第30回電力・ガス基本政策小委員会資料を一部加工

このように、小売電気事業者にとって、容量市場制度の発足は、容量抛出金の負担が増えるとは言え、その一方で、相対契約や市場の価格は下がることになる。

このような制度であることから、容量抛出金の影響はトータル的に緩和されることになるため、現時点で収支に不明確な数値を無理に盛り込まなくても良いことになる。

## 5. 現時点でのまとめ及び今後の調査等について

### (1) 新電力会社の設立は可能

これまでの調査から、延岡市が設立を検討している新電力会社は、現在の事業環境においても設立可能と言える。その理由は次のとおり。

【1】現在のエネルギー情勢下においても、延岡市が設立を検討している新電力会社は、下記の2点を基本とする計画となっているため。

- ①市場の価格変動の影響を受けない固定価格による調達を計画していること
- ②利益率が高く大手と競合しにくい低圧顧客への供給を計画していること

【2】BGへの聞き取り調査の結果から、借入不要経営可能点をクリアできる価格での調達が可能と考えられるため。

### (2) ますます重要性が高まる地域新電力会社

P4にもあるとおり、本年4月に環境省から「脱炭素先行地域」に選ばれた26自治体の取組内容を見ると、いずれの自治体も電力会社やエネルギー関連企業等と連携し取組を進めることとしている。

また、川崎市や鹿児島県知名町など7自治体は、新たに新電力会社の設立を計画に盛り込んでおり、設立される新電力会社は、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーマネジメント等に関して役割を担うこととなっている。つまり26自治体全てが新電力会社等と連携しているのであり、他自治体のこのような動きからも、現在の事業環境の中にあっても新電力会社を設立することは可能であり、且つ重要であると言える。

また、この度行ったBG11社への聞き取り調査の中で、今後の事業の方向性の1つとして「再生可能エネルギーの活用促進による脱炭素への貢献」等としているグループが多くあったことなどからも、脱炭素社会づくりの必要性が叫ばれている今日、新電力会社の設立は、ますます重要となっている。

### (3) 今後の確認調査について

#### ①引き続き調達見込価格の調査を行う

ウクライナ情勢の推移により、また日本銀行の見通しにより、一定の時期にはエネルギー情勢が現在よりは落ち着いてくるとも考えられるが、今後引き続き最新の情勢を踏まえた調達見込価格の調査を継続する必要がある。

#### ②脱炭素の取組みとセットで電力卸売を行う意欲のあるBGへの追加調査を行う

この度聞き取り調査を行ったBG11社については、いずれも延岡市が設立を検討している新電力会社への電力供給を前向きに検討する意向を示しているが、1つのBGを除いては、設立時期が明確ではないため、現時点では具体的な卸売価格を示すことは難しいとのこと

であった。

一方で、脱炭素政策での連携が延岡市との間で構築できれば、具体的な価格をある程度早めに示し得るとの回答もあったことから、脱炭素の取組とセットで電力卸売を行う BG への追加調査を行う。(今年の夏にも予定されている環境省の脱炭素先行地域の公募に向けた検討作業の中で、この調査も行うこととする。)